

道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針（新潟県）

第1 通則

1 目的

この指針は、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成17年新潟県条例第59号）第18条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する方策を示し、防犯性の高い道路等を普及させることにより、犯罪を未然に防止する環境を整備することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者及びこれらの者以外の者で道路等に防犯対策を講じようとする者に対し、防犯性の向上に係る企画・設計及び施設整備上配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針の規定は、道路等に占用物件を設置し、又は管理する者（道路等の管理者等を除く。）においても配慮すべきものである。
- (4) この指針の適用に当たっては、関係法令の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
また、この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案するとともに、関係者と協議し、特に犯罪の防止への配慮が必要な道路等を選定した上で実施することとし、県民等との協働による取組により一層の防犯性の向上に努めるものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項

1 道路

(1) 歩道と車道の分離

道路の構造や周辺の状況等を勘案し、必要に応じ防護柵や植栽等により歩道と車道が分離されたものであること。

(2) 見通しの確保

安全施設や植栽等について、種類や配置が考慮され、道路における見通しが確保されていること。

(3) 明るさの確保

防犯灯及び道路照明灯（注1）が適切に設置されることにより、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）が確保されること。

(4) 防犯設備の設置

地下道等の防犯上特に注意を払うべき箇所においては、必要に応じ防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

2 公園

(1) 見通しの確保

植栽については、園路に極力死角をつくらないように配置されるとともに、見通しを確保するため、下枝のせん定等の措置がとられていること。

(2) 見通しに配慮した遊具の設置

遊具については、周辺から見通すことができるような配置になっていること。

(3) 防犯設備の設置

公園内に防犯ベル等の防犯設備が設置されていること。

(4) 明るさの確保

園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(5) 便所を設置する場合の配慮事項

公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。

- ① 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
- ② 建物の入口付近及び内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。
- ③ 個室等で非常事態が発生した場合に備え、防犯ベル等が設置されていること。

3 自動車駐車場及び自転車駐車場

(1) 見通しの確保及び区分

自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「駐車場等」という。）の外周は、周辺の状況等を勘案し、周囲からの見通しが確保できるフェンス等で区分された構造とすること。

(2) 具体的措置

駐車場等の管理にあたっては、その規模に応じて次の防犯上の対策のうち必要と考えられる措置を講ずるものとする。

- ① 管理者が常駐し、又は巡回する。
- ② 管理者がモニターするためのカメラを設置する。
- ③ 死角をなくすためのミラーその他の防犯設備を設置する。

- ④ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等の自転車の盗難防止措置を講ずる。
- (3) 明るさの確保
- 地下又は屋内の駐車場等については、駐車の用に供する部分の床面において3ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保すること。ただし、これらの照度の確保に代えて、門扉等による閉鎖その他の防犯対策を講ずる場合はこの限りでない。

(注1) 「道路照明灯」とは、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

(注2) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の拳動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。